

# 洗心道場OB会会則

## 第一章 総則

- 第1条 本会は、真宗大谷派名古屋別院（以下「東別院」という）が設置する洗心道場規約第5条4項により門下生OBで組織する。
- 第2条 本会の名称を「洗心道場OB会」とする。
- 第3条 本会の事務局を名古屋市中区橋二丁目8番55号東別院教化事業部に置く。

## 第二章 目的および事業

- 第4条 本会は、洗心道場（以下道場という）の発展ならびに大会および催事、門下生剣道向上に関する協力とあわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- (1) 道場の大会および催事への奉仕協力と参加
  - (2) 門下生の剣道技術向上のための支援
  - (3) OB会会員は道場における門下生への技術指導をする。これを目的とする場合に限り、月謝を免除される。  
但し、師範長の推薦を受けた者に限る。
  - (4) 東別院、師範、後援会との意思疎通を図り運営の徹底を行なう
  - (5) 会員相互の親睦を図る
  - (6) その他目的達成のため必要な諸事業。

## 第三章 組織と会費

- 第6条 本会の会員は、正会員と賛助会員で組織する。
- (1) 正会員は、中学校卒業までに、在籍した門下生で、入会を希望した者とする。
  - (2) 就学生および18歳未満の者の入会希望者は保護者の承諾を必要とする。
  - (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、役員会の承認を受け、賛助会費を納めた者とする。但し、総会時における議決権は無いものとする。
  - (4) 常任幹事会は、会員に対し除名を勧告することができる。
2. 会員及び賛助会員は、会費を総会当日までに納めるものとする。
- (1) 会費は、第6条—4項に定める。
  - (2) その他、臨時活動費を徴収することがある。
  - (3) 会費は指定の口座へ振り込むものとする。但し、振込手数料は納入者が負担する。
3. 会員及び賛助会員は次の場合、会員の資格を失うものとする。
- (1) 本人の意思によるとき。
  - (2) 会費を連絡無しで期限まで滞納したとき。

- (3) 東別院および本会の規則にそぐわない行動をして、勧告をされてその指導に従わないとき。

4. 本会の会員会費は次の通りとする。

- (1) 入会金として金5,000円を入会時に納める。
- (2) 年会費は、年3,000円を一口とし、一口以上を納めるものとする。
- (3) 賛助会員費は、年額一口5,000円以上とする。
- (4) 納入された会費等は、途中退会しても返還しないものとする。

## 第四章 役員および総会

第7条 本会の運営を円滑にするために、次の役員を置き、本役員会の名称を常任幹事会と称する。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・幹事長 1名
- ・副幹事長 1名
- ・事務局長 1名
- ・副事務局長 1名
- ・会計 1名
- ・監査 2名
- ・常任幹事 若干名
- ・顧問
- ・相談役（東別院教化事業部長、同教化事業部道場担当職員、師範長、後援会長）

第8条 本会役員を選出および任期は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出は総会で行なう。
- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 会長は、常任幹事会の議決により決める。
- (4) 副会長、会計、監査は、会長が推挙する。
- (5) 幹事長は、会長が任命する。
- (6) 副幹事長、事務局長は幹事長が推挙する。
- (7) 常任幹事は、幹事長が推挙する。
- (8) 役員に欠員が生じた場合は、役員会の判断に委ねる。

第9条 本役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の代表者で会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、その仕事を代理する。
- (3) 会計は、経理事務を掌る。
- (4) 幹事長は、会長の命を受け会務を執行すると共に常任幹事会において議事進行を担う。
- (5) 副幹事長は、幹事長事故あるとき、その仕事を代理する。
- (6) 事務局長は、事務遂行を総括する。
- (7) 監査は、予決算の監査をする。
- (8) 常任幹事は、幹事長を補佐する。

第10条 常任幹事会は、必要に応じて会長が召集する。

- (1) 幹事長は役員に開催通知をする。
- (2) 議事進行は、幹事長が行なう。
- (3) 議決には、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第11条 役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会の運営に関すること。
- (2) 本会の事業および予決算に関すること。
- (3) 会則および細則の改廃に関すること。
- (4) 総会に関すること
- (5) 渉外に関すること
- (6) 本会則に定めなき事項の審議。
- (7) その他の事項。

第12条 総会は次のとおりとする。

- (1) 総会は通常総会と臨時総会とし、会長が召集する。
- (2) 通常総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。議案内容により担当部の職員に出席を依頼することができる。
- (3) 総会は、出席会員（委任状を含む）の過半数を以って議決する。可否同数のときは会長が決する。
- (4) 調整がつかない場合は、東別院の判断に委ね結審する。
- (5) 欠席会員には、後日総会議決資料を送付する。

第13条 総会に付記する議案を、決議事項と報告事項に区別する。

1 決議事項

- ① 役員を選出に関する事項
- ② 年間事業計画案、歳入歳出予算案に関する事項
- ③ 会則、細則等の改正に関する事項

2 報告事項

- ① 事業および歳入歳出決算に関する事項
- ② その他

第14条 役員会および総会に諮る事項は、事前に東別院教化事業部の了解を得るものとする。

## 第五章 会 計

第15条 本会の運営経費は次のとおりとする。

1) 収入の部

- ・ 会費      入会金  
                    年会費      賛助会員費
- ・ 寄付金
- ・ 利子
- ・ その他

## 2) 支出の部

- ・ 道場助成費（道場に関する費用）
- ・ 渉外費 ・ 運営費 ・ 通信費 ・ 会議費 ・ 活動補助費 ・ 予備費

第16条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条 本会には、役員会の議決をもって、細則を設けることができる。

## 附則

1. 本会則は平成11年10月23日より施行する。
2. 本会則は平成18年5月28日総会終了後より施行する。但し、現役員の任期は、本規則承認、役員幹事選出引継ぎ終了をもって終える。
3. この会の役員は、次の会員とする。（敬称略）
  - ・ 会長 木全智久
  - ・ 副会長 稲木政尚
  - ・ 幹事長 井上弘一
  - ・ 副幹事長 鈴木敦史
  - ・ 事務局長 石原宏二
  - ・ 副事務局長 佐野弘忠
  - ・ 会計 坂正彦
  - ・ 監査 守田克司、早川徳一
  - ・ 常任幹事
  - ・ 顧問 伊佐地繁、立石泰文
  - ・ 相談役 第7条に準ずる。
4. この規約は、洗心道場OB会の規約であることを証明する。

会長住所 名古屋市熱田区波寄町18-2

会長氏名 木全智久 印

## 細 則

1. 慶弔規定を次のように定め、本人・家族・会員から事前に連絡が入った場合に限り、下記を適する。
  - ①会員本人の結婚のときは 祝電。
  - ②会員本人の死亡のときは 弔電。

## 会則変更記録

### 1. 平成20年総会にて

第三章 第6条(1)を、下記のように変更する。

第6条 本会の会員は、正会員と賛助会員で組織する。

- (1) 正会員は、中学校卒業までに、在籍した門下生で、入会を希望した者とする。
- (2) 就学生および18歳未満の者の入会希望者は保護者の承諾を必要とする。
- (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、役員会の承認を受け、賛助会費を納めた者とする。但し、総会時における議決権は無いものとする。
- (4) 常任幹事会は、会員に対し除名を勧告することができる。

以 上